

## 甲州市公告第 13 号

### 公募型プロポーザル方式による業務受託者募集の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による業務受託者を募集する。

平成 28 年 6 月 13 日

甲州市長 田 辺 篤

#### 1 業務名

第 2 次甲州市総合計画策定支援業務

#### 2 業務概要

本業務は、甲州市総合計画の計画期間（平成 20 年度から平成 29 年度）が満了となることから、平成 27 年度に策定した「甲州市人口ビジョン」及び「甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、各種既存計画との整合性を図りながら、市民・事業者等が主体となるまちづくりを推進するための総合的かつ計画的な行政運営の指針として、平成 30 年度から平成 39 年度を計画期間とした第 2 次甲州市総合計画を策定するものである。

詳細は、第 2 次甲州市総合計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書は、甲州市ホームページに掲載する（ダウンロードが可能）。

#### 3 委託期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 31 日まで

なお、本業務は、平成 29 年度も継続して行なうが、契約は別途とする。

#### 4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (2) 山梨県又は甲州市からの指名停止期間中でないこと。なお、公告日から

企画提案書の提出期限までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

- (3) 甲州市内に事業所を置く法人にあつては、契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している甲州市税を企画提案書の提出期限の前日までに完納していること。
- (4) 契約予定者決定の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、受託予定者となった場合には、解約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 直近5ヵ年以内に、総合計画策定支援業務（それぞれ類似業務を含む）を地方公共団体等から、元請として受注した契約実績があるもの。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

## 5 手続き

第2次甲州市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり。

なお、実施要領、仕様書、各種様式は甲州市ホームページで公表するので、適宜ダウンロードすること。

## 6 担当部署

甲州市役所 政策秘書課 政策調整担当（担当：前田、飯島）

〒404-8501 甲州市塩山上於曾 1085 番地 1

電話：0553-32-5064（直通）、FAX：0553-32-1818（代表）

メールアドレス：seisaku@city.koshu.lg.jp